

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

**「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」****＜愛称：グラン・マルシェ＞  
繰上償還（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社設定の「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）」および「欧州社債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）」（以下、「各ファンド」といいます。）につきまして、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しており、「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難な状況にあるため、繰上償還（運用を終了し、その時点の価額に基づいてお客様に資金をお返しすること）を行なうべく、投資信託及び投資法人に関する法律、その関係法令および各ファンドの信託約款の規定に基づいて、下記の書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）の手続きを予定しておりますので、ご案内申し上げます。

このたびの書面決議におきましては、お客様は保有されている各ファンドの受益権口数に応じて議決権を有し、同封の議決権行使書面のご返送をもってこのたびの繰上償還に対する賛否の意思表示を行なうことができます。本書面決議は、2024年11月12日現在の受益者の議決権（受益権口数）の3分の2以上の賛成をもって可決され、その場合、2025年2月5日を信託終了日として繰上償還いたします。また、本書面決議にて否決された場合は、各ファンドの繰上償還は行ないません。書面決議の結果は、弊社ホームページ【[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)】で閲覧いただけます。

書面決議の詳細につきましては、同封の「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし） 繰上償還に係る書面決議の手続きについて」をご高覧下さい。

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりしたご資産の運用成果の実現を第一義としてまいる所存でございます。引き続きご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

当繰上償還に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ窓口」までお願いいたします。

**フリーダイヤル：0120-25-1404**

〈営業時間：午前9時～午後5時／土、日、祝・休日は除きます。〉

（注）上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様の取引状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」の各ファンドをご購入された販売会社にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

## 記

各ファンドの信託約款の規定に基づき、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうものです。

### 【繰上償還の理由】

「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」は、2014年8月に運用を開始いたしました。Aコース（為替ヘッジあり）については2018年6月以降、「Bコース（為替ヘッジなし）」については2020年3月以降、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。2024年9月末現在の純資産総額は「Aコース（為替ヘッジあり）」が約1.72億円、「Bコース（為替ヘッジなし）」が約5.04億円となっております。

また、各ファンドの信託約款第38条第8項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書（目論見書）においても繰上償還に関して説明されております。

このように、各ファンドの純資産総額は低迷しているため、「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難な状況にあると考え、弊社では、各ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利であると判断し、信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

### ◎ご参考

＜各ファンドの仕組み＞



＜各ファンドの状況（2024年9月30日現在）＞

ファンド名	純資産総額	基準価額	累計分配金
欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）	1.72億円	5,813円	4,840円
欧州社債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）	5.04億円	7,154円	4,840円

※累計分配金は、設定来にお支払いした収益分配金の総額（税引前、1万口あたり）です。

### 【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎書面決議の対象受益者の確定基準日 : 2024年11月12日（火）

◎議決権行使書面による議決権行使期限 : 2024年12月25日（水）

◎書面決議日 : 2025年1月8日（水）

◎信託終了日（予定） : 2025年2月5日（水）

◎償還金支払開始日（予定） : 2025年2月6日（木）

※本書面決議にて議決権を行使できるお客様は、2024年11月12日現在の各ファンドの受益者（2024年11月8日までに取得のお申し込みをなされた方を含みます。）です。

※繰上償還が確定した場合、各ファンドの購入申込は、2025年1月10日以降、受け付けないこととします。なお、換金申込は、引き続き、2025年2月3日まで受付いたします。

以上